

名古屋市立川原小学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、名古屋市立川原小学校PTAという。
- 第2条 この会は、事務所を名古屋市立川原小学校に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会における児童、青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。
- 1 よりよい保護者・教師となるようにつとめる。
 - 2 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の成長を支援する。
 - 3 児童の生活環境をよくする。
 - 4 公教育費を充実する運動につとめる。
 - 5 国際理解を深める。

第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として次にしたがって活動する。
- 1 児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関に協力する。
 - 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - 3 この会は、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - 4 学校の人事やその他の管理に干渉しない。

第4章 会員

- 第6条 この会の会員となることのできる者は、次の通りである。
- 1 川原小学校に在籍する児童の保護者
 - 2 川原小学校教職員
- 第7条 この会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第5章 経理

- 第8条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。
- 第9条 会費は、児童一人あたり月額200円とする。但し、就学援助世帯は会費を免除する。徴収については細則に記載する。
- 第10条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。
- 第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得る。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 会計監査

- 第13条 会計監査は役員とは別に前年度役員より1名、学校職員から選出された学校代表から1名選出する。
- 第14条 会計監査は、会計決算を監査する。

第7章 役員

- 第15条 この会の役員は、次の通りである。
会長: 1名 副会長: 2～3名
庶務、書記、会計 各若干名。兼務可とする。
- 第16条 役員の選出及び就任は次の通り行う。
- 1 会長候補は会長選考委員会で選出し、総会で承認を得る。会長選考委員は、歴代役員とする。
 - 2 役員は立候補、または現行役員による推薦で選出し、会長の指名により決定される。
 - 3 本会に役員会の承認を得て、顧問若干名を会長が委嘱することができる。
- 第17条 役員は、任期を一年とする。但し、再任を妨げない。
- 第18条 会長は、次の職務を行う。
- 1 会長は、会務を処理し、総会・役員会・常任委員会を招集し、その議長となる。
 - 2 会長は、臨時委員会の委員及び委員長を委嘱する。
- 第19条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 第20条 庶務は庶務に関する事務を処理し、会計は会計に関する事務を処理する。書記は書類（電子媒体の取り扱いも含む）の作成を行う。

第8章 PTAサポーター・常任委員

- 第21条 1 PTAサポーターは、PTA活動計画毎にPTA全会員より募り、それぞれ活動する。
2 常任委員は、PTA会員からの互選により選出されたPTAサポーター数名に委嘱する。
- 第22条 PTAサポーターは、役員とともに決議の遂行に当たる。

第9章 総会

- 第23条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高機関である。毎年1回以上開催し、予算の決議、決算の承認、規約の改廃、および活動の大綱を決議する。
- 第24条 総会は、会員の2分の1の参加により成立する。総会の決議は過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長の裁決による。議長は顧問に委嘱する。

第10章 役員会

- 第25条 役員会は役員と学校代表で構成される。
- 第26条 役員会ではPTA活動に関わる事案を提案、協議する。
- 第27条 役員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第11章 常任委員会

- 第28条 常任委員会は、役員・常任委員（PTAサポーター）によって構成される。
- 第29条 常任委員会は、会長が主催する。
- 第30条 常任委員会の任務は、役員会によって立案された事業を審議検討する。
- 第31条 常任委員会は、会長が必要と認められた時、または構成員の4分の1以上の要求があった時に開く。
- 第32条 常任委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第12章 臨時委員会

- 第33条 特別な事項についての必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会についての必要な事項は細則で定める。

第13章 附則

- 第34条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。
- 第35条 弔慰規定は、別に定める。
- 第36条 会員はクラブに加入することができる。クラブについての必要な事項は細則で定める。
- 第37条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、常任委員会の決議を経て定める。常任委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。この規約は、総会において全会員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。本規約は、昭和48年4月6日から施行する。令和6年5月から改正施行する。

細則

第1章 入退会・会費について

- 第1条 1 会員の入会は任意であり、入学時に入会申込書及び会費納入の手続きにより入会とする。
2 入会後は卒業まで自動更新とする
- 第2条 退会については随時受け付ける。
- 第3条 会費は年度初めに一括で納入する事とする。但し、年度途中で退会する場合は差額を返金する。

第2章 PTAサポーター・学校代表の選出

- 第4条 毎年、全会員から年間行事に基づいたPTA活動への参加を募り、PTAサポーターを選出。
- 第5条 毎年、学校職員の中から若干名の学校代表と会計監査1名を選出する。

第3章 臨時委員会

- 第6条 臨時委員会は、その任務が終了した時に解散する。
- 第7条 委員長及び委員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。

第4章 クラブ

- 第8条 PTA会員が親睦を深め、PTA活動を活性化することを目的とする。
- 第9条 会員は3名以上の連名をもって、クラブ設立の申請をすることができる。申請書には設立の趣旨、年間予定、責任者氏名、会員名簿を添付する。
- 第10条 会員より承認申請がなされた場合、役員会で審議する。次の各号に該当すると認める場合には、設立を承認する。
1 継続した活動が見込まれる。
2 世話役となる部長が定められるもの。
3 会員にとって公平でかつ開かれたものであること。
4 従来設立されたクラブと重複しないもの。
5 PTA活動として適当であると認めるもの。
- 第11条 毎年各クラブは部員の互選によりそれぞれ1名の部長を選出する。
- 第12条 活動の一時停止、解散については役員会に届ける。

第5章 改正

- 第13条 この細則は、役員会において3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。